

平成23年度**国**の施策及び予算に関する要望（概要）

事 項	内 容
1 地域主権改革の 推進	<p>(1)「地域主権改革」の確実な実現 基礎自治体を実質的に地域の総合的な行政主体としての役割を果たせるよう、真の「地域主権改革」を実現すること。その際、特別区を例外として基礎自治体への権限移譲の対象から除外することのないようにするとともに、一定の規模・能力を有する基礎自治体を対象に権限移譲を行う場合には、特別区も対象に加えること。</p> <p>(2) 地方税財源の充実強化 ①事務移譲に見合う実質的な税源移譲を行うこと。 ②地方固有の税を地方間の財源調整に用いる方策は排除すること。 ③国庫補助金について、国が措置すべきものを地方に負担転嫁せず、超過負担が生じないようにすること。その他の国庫補助負担金は原則廃止し確実に税源移譲を行うこと。 また、当面一括交付金の仕組みを導入する場合には、区市町村の事業実施に支障の無いよう配慮すること。</p>
2 中小企業対策の 充実	<p>(1) 中小企業等に対する資金確保等を強化すること。特に、多様な業態の中小企業の存在に、柔軟に対応できる新たな信用保証制度を構築すること。 (2) 女性・高齢者・障害者等の多様な働き方の確保等を内容とする「雇用戦略」を本格的に推進すること。 (3) 特別区が、地域の実情に応じた中小企業対策を進められるよう、支援策を講じること。</p>
3 【新規】 失業者に対する 就労・生活支援 対策の充実	<p>(1) 失業が直ちに生活保護に直結しないよう、第2のセーフティネットとしての国の支援策を充実すること。特に、住宅手当は、ハローワークの事業として一元化すること。 (2) 年末年始の生活総合相談を実施する場合には、国の責任において、大規模施設等を活用し、緊急一時保護と自立支援センター機能を併せた体制作りを行うこと。 (3) 国の対策により、区市町村に負担が生じる場合には、国が経費の全額を負担すること。</p>
4 生活保護制度の 充実・改善	<p>国の責任において制度的な手当を講ずるべく、地方団体と協議の上、稼働世代のための有期保護制度の創設、高齢者世帯対象制度の分離、ボーダーライン層への就労支援制度の創設等の対策の検討を含め、早急に中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。</p>
5 ホームレス自立 支援策の充実	<p>(1) 国の明確な責任の下、福祉、医療、住宅等にわたる総合的な対策を講じること。とりわけ、就労支援についてはきめ細かい実効性のある対策を講じること。 (2) ホームレスの都市部への集中化への対応について、地方公共団体と連携し、抜本的な対策を講じること。</p>

平成23年度国の施策及び予算に関する要望（概要）

事	項	内 容
6	子育て支援策の充実	<p>全国画一的な認可保育所制度を改善し、認可外施設も含めた保育施設への都市部の実態に即した財政支援を行うこと。</p> <p>また、子育て支援対策臨時特例交付事業は平成23年度以降も継続し、補助対象を拡充するとともに、子ども手当は全額国庫負担で実施すること。</p>
7	介護保険制度の充実	<p>安定した介護人材確保のため、都市部の実情に合った報酬額に改め、あわせて、利用者への直接的な影響を抑制するための方策を講じること。</p>
8	高齢者福祉の充実	<p>(1) 特別養護老人ホーム等に対する用地取得費補助の更なる拡充を図るとともに、設置時の施設面積の要件緩和等、特別区の特殊性を踏まえた制度の改善や見直しを行うこと。</p> <p>(2) 住宅施策と福祉施策の連携により、介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して介護サービスが受けられるよう住環境整備を一層推進すること。</p>
9	医療体制の充実と整備	<p>(1) 産科・小児科・救急科の医師不足を解消するための支援策の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 救急医療・周産期医療を、地域で支えるためのネットワーク構築に対する支援策を拡充すること。</p> <p>(3) 地域で救急医療等を支える医療機関を支援するため、大病院に集中している医療関係者の偏在の解消に向けた取り組みを行うこと。</p>
10	交通システム等の整備促進	<p>運輸政策審議会が平成12年に答申した鉄道整備の基本方針に従い、</p> <p>(1) 整備着手予定の路線で、現在、未着手となっている4路線の早期実現に向けた対策を講じること。</p> <p>(2) 「区部周辺部環状公共交通(仮称)」の新設について、整備計画の早期の具体化に向けた方策を講じること。</p>
11	都市計画道路の整備促進	<p>(1) 都市計画道路事業に対する国庫補助の採択基準を緩和すること。</p> <p>(2) 国庫補助基準を改善し、特別区に重点的に国庫補助を配分すること。</p> <p>(3) 街路整備事業の予算措置を特別区に重点配分すること。</p> <p>(4) 「開かずの踏切」解消に向けた抜本的対策として、連続立体交差事業を早期に完了させること。また、区が施行する際の技術的、財政的な支援制度を拡充すること。</p> <p>(5) 都心に集中している慢性的な交通渋滞を緩和するため、東京外かく環状道路の早期の整備促進を図ること。</p>
12	<p>【新規】 市街地再開発事業等の整備促進</p>	<p>市街地再開発事業等が遅滞なく実施できるよう財源を十分に確保し、的確な時期に予算措置状況を明示すること。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金について、地方の制度運用に対する自由度と使い勝手を高めるとともに、交付金化によって特別区のまちづくり事業に支障をきたさないよう財源配分を行うこと。</p>

平成23年度国の施策及び予算に関する要望（概要）

事	項	内 容
13	緑化対策の推進	<p>(1) 生産緑地等の都市農地や屋敷林等の保存樹林地、市民農園等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する財政支援の充実を図ること。</p> <p>(2) 生産緑地等の都市農地や屋敷林等の保存樹林地、市民農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すための土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。</p> <p>(3) 保存樹、保存樹林の維持管理経費を税控除対象とし、また樹林地の土地評価額の控除割合を見直すこと。</p>
14	災害応急対策の充実	<p>(1) 帰宅困難者への対応として、救急援護体制の整備等の対策を推進すること。</p> <p>(2) 高層化する都市の集合住宅における、より一層の防災対策を推進すること。</p> <p>(3) 河川の氾濫等の大規模水害に対し、スーパー堤防の整備等の治水対策の推進等、被害を最小限にする具体的な対策を講じること。</p> <p>(4) 首都直下型地震時に大きな被害が発生する密集市街地において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）対策を一層充実させること。</p>
15	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	<p>地球温暖化の防止等に対する地方自治体の取り組みをこれまで以上に強化するため、国としての目標とその実現のための具体的方策を明らかにし、地方自治体が取り組むべき役割に応じた実効性のある支援策を講じること。</p>
16	廃棄物処理対策の強化	<p>(1) 拡大生産者責任の原則に基づき事業者が応分の費用を負担するとともに、事業者が主体となるリサイクルシステムが確立されるよう、事業者と自治体との役割分担等を明確化すること。</p> <p>(2) 現行の容器包装リサイクル法に定める、再商品化義務対象物の範囲を拡大すること。</p>
17	学校教育の充実	<p>(1) 特別区が長期的視点を持ち、地域の実情に応じた学校教育が推進できるよう、区立小中学校教職員の人事権、学級編制・教職員定数等の権限を必要な財源と併せ、特別区へ移譲すること。</p> <p>(2) 小中学校等の新築・増築や耐震補強はもとより、大幅に老朽化が進む校舎等の改築等の施設整備を計画的に行えるよう、財政措置の充実を図ること。</p>